［略］

第十六条の八第一項	［略］	［略］
	法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可	法第四十三条の三の三第二項又は同条第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項の認可
第十六条の九	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
第十六条の十第一項及び第十六条の十一	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第九項
前条	前条各号	次条第一項において準用する前条各号

（旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第十六条の十三の二　法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第二十八条の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（事故故障等の報告）

第十六条の十四　法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一・二　略］

三　試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

四　火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

［五～十二　略］

［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
	法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	法第四十三条の三の三第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可
［同上］	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第五項
第十六条の十第一項及び前条	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項

［条を加える。］

（事故故障等の報告）

第十六条の十四　［同上］

［一・二　同上］

三　試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

四　火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

［五～十二　同上］